

山田文法における「陳述」及び

それに関わる諸表現の意義の分析

——「陳述」と「陳述の力」との峻別より「思想」の二義に及ぶ——

塚 本 泰 造

・ 本稿での「山田文法」とは、『日本文法論』（明治41年）『日本文法講義』『日本口語法講義』（大正11年）『日本文法要論』（昭和6年）『日本文法学概論』（同11年）『日本文法学要論』（同25年）の総体を意味する。

・ また、山田文法の引用にあたっては、漢字を新字体に改めた。

・ 分析の結果の表は注の後に付す。

一、はじめに

いわゆる「陳述論争」の帰結の一つは、文法用語としての「陳述」の定着である。現在の構文論において、「陳述」を項目として論ずべき部分は多いであろう。ところで、この論争の過程で、論者が必ず必要なならばならない作業があった。それは、山田文法の「陳述」「統覚作用」これら二つの文法用語の関係を見極める事であった。文法用語としての「陳述」が山田博士によって初めて取り入れられたとされる以上、論者自身の「陳述」(あるいはそれ相当の何か別の言葉)のオリジナリティを明確にし、山田文法の批判克服に向かうためにも、右の語義の検討は重要なことであった。そして、論者の「陳述」「統覚作用」の関係の理解は、統一されているとは言えないのである。

今、代表的な諸家の見解を整理してみると、

- a) 「陳述」と「統覚作用」は(ほぼ)等しい……三宅・三尾・時枝・大久保・川端・森重・渡辺氏⁽¹⁾
b) 両者は部分的に違う……佐藤・仁田氏⁽²⁾

にまず分けられよう。そして次には、二語を喚体句・述体句にどう認めるかで別れてくるのである。⁽³⁾また、異なったところでは、尾上氏の、「陳述」の用語としての資格を問われる説もあがっている。⁽⁴⁾

おそらく、問題は、その文法論において重要な用語であるにもかかわらず、まとまった解釈が施されぬほど、山田文法の文法書は読みにくいのだ、ということと思われる。そして、この問題を、要するに用語の概念規定が曖昧であったからとして片付ける事もいかがかと思われる。と言うのも、従来、諸家に共通していたことは、「陳述」と「陳述作用」を区別せずに、どちらか一方を文法用語として(その作用的な面をとらえて)「統覚作用」とつき比べている事である。しかし、博士の文法書には「陳述」と「陳述の能力」⁽⁵⁾とを区別している記述が見られるのである。

<p>日本文法論</p>	<p>(ハイゼの形容詞の条を引用したところで) : 動詞は附属性の観念をあらはすと同時に陳述に於ける形式的能力をも有するに、其の補欠部分たる形容詞はこの属性観念のみにて、更に陳述の形式的能力を有せず。これ、かれにてはかの形容詞と動詞との区別を立つる所の最大要点なりとす。我にありては如何。形容詞と称せらるるものにてかの属性観念と同時に陳述の能力即統覚作用をも一の語にてあらはす。この故に形容詞のままにて、</p> <p>この花は美し。</p> <p>かの山は高し。</p> <p>などいふことを得るなり。</p> <p>(P 85)</p>
<p>日本文法学概論</p>	<p>: 而して、その動詞は附属性の観念をあらはすと同時に、陳述に於ける形式的能力を有するものなるに、その補欠部分たる形容詞はこの属性観念のみありて更に陳述の形式的能力を有することなし。これ、かれにてかの形容詞と動詞との区別を立つる所の最大要点なりとす。われにありては如何。形容詞と称せらるるものにてかか属性観念と同時に陳述の能力即ち統覚作用をもその一の語にてあらはす。この故に形容詞のまゝにて</p> <p>この花は美し。</p> <p>かの山は高し。</p> <p>などいひて一の句を構成するを得るなり。</p> <p>(P 71)</p>

(傍線は塚本)

右に引いた箇所では、英独と日本との用言の比較が論じられているが、言うところは、日本語の場合、動詞と同じく形容詞にも「陳述に於ける形式的能力」「陳述の形式的能力」「陳述の能力」があり、(少なくとも用例からすれば) 述語とな

って「一の句を構成する」ということである。つまり、右の箇所からすると、「陳述の能力」は「陳述」の中の「形式的能力」のことである。そして、ある全体としての「陳述」に含まれる、部分の「陳述の能力」こそが「統覚作用」に等しい、となるのである。

これまでは、右の「陳述」の中の「陳述の能力」、あるいは「陳述」そのものと「陳述の能力」とを区別していく、といった観点はとられなかったようである。加えて、結論の方から述べるならば、先に引用した語論での「統覚作用」と、句論での「統覚作用」とは、すぐさま同一に見ることはできないのである。同じ「統覚作用」であっても、それを部分（あるいは要素）として含む全体、すなわち「思想」が、語論と句論とでは違いを見せるからである。

本稿の目的は、まずは山田文法における「陳述」「統覚作用」これら二語の、いわば原義と相互の関係を探ることである。ここでは、全体としての「陳述」、部分としての「陳述の能力」、といった区別で、「陳述」に関わってくるさまざまな言葉を整理しなければならない。そして、この整理によって今までの「誤解」されていた箇所が少しでも明らかになれば、いわゆる「陳述論争」のあるべき姿が見えてくることになるであろう。逆に言えば、右の二語の語義の検討を通して、「陳述論争」で言及されていた山田文法像は、必ずしも正しいイメージを伝えるものではない、という事を証明することにもなる。

ともあれ、現在の構文論では、山田文法をたたき台として成り立っている部分が多いのは確かであろう。しかし、その批判克服が結果的に正しかったとしても、山田文法を読み誤っている部分だけ、それは構文論（の研究史）に不明瞭な像を与え続けてきているのではないか。まして、それでも「陳述」を使って何かを述べるといった場合、先の二語の原義を確かに理解しておかなければならないであろう。あるいは懐しい響きを持つかもしれない、これら二語の掘りおこしが現在にも関わってくる事ができるならば幸いである。

二、「陳述」と「陳述の能力」と「統覚作用」と

諸家が「陳述」あるいは「陳述作用」という用語に対して、「統覚作用」と絡んで、明らかな解釈をつかみ得なかったのは、一つには、表Iに示すように、「陳述」が「統覚作用」よりも多くの熟語を下に伴って、さまざまに使われている事が原因だったからと思われる。

表I 「陳述」「統覚」の使用状態 (○はその文献にあることを示す)

陳述の能力	陳述の確かめ (6)	陳述す (る)	陳述の要素	陳述の態度	陳述	文献	
						論	講
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

統 覚 力	統 覚 (の) 運 用	統 覚	統 覚 (の) 作 用	陳 述 の 材 料	陳 述 の 言 遣 法	陳 述 の 方 式	陳 述 の 修 飾 語	陳 述 の 話 題	陳 述 の 主 題	陳 述 の 様 式	陳 述 の 主 体
○	○	○	○		○	○	○			○	○
		○	○						○		
		○	○						○		
											○
		○	○		○	○			○		
		○	○								○
									○		
											○

(論) 『日本文法論』 講 『日本文法講義』 □ 『日本口語法講義』 要 『日本文法要論』 概 『日本文法学概論』 学 『日本文法学要論』 (以下この略称を使う)

こうした語群から考えられるのは、おそらくこの中にはかなりの同義語が含まれているであろう(ただし、「陳述」「統覚」を持たぬ言葉にも同義語はある)、という事である。また、右の表には、文法体系の中の分類項目(たとえば、陳述語・

陳述（の）副詞・陳述の修飾格など）も含まれている。したがってこうした用語の場合、その「陳述」なる語が付けられた理由を確かめねばならないわけである。

まず、「陳述」の所在を問う、といった事に関して取り沙汰されてきた「用言」Ⅱ「陳述語」を検討してみる。「用言」について全ての文法書に共通した定義のしかたは、

用言とは陳述の力の寓せられてある語にして多くの場合に事物の属性を同時にあらはせり。

（概 P 143）

用言はその因子として属性観念と陳述の力とを有することは……

（概 P 184）

のように、用言に二つの要素がある、というものである。ここで、これに準ずる表現の中で、「属性」以外の要素をどう言い表わしているか、整理すると表Ⅱのようになる。

表Ⅱ 「属性」と〇〇にあたる言葉

語句		文献	
陳述の能力	陳述の要素	陳述の勢力	
85.13 861.6 1238.15 1238.16	818.16 819.2	156.2 156.8 158.7 163.8	論
336.7	18.3		講
72.8 242.16	44.7		口
			要
71.8 681.9 681.14 683.1	698.9 698.10	146.12	概
115.9			学

統一判断する作用	統一作用	判断の作用	判断を下す作用	人間の精神の	統一判断する作用	精神の統一作用	人間思想の統一作用	陳述説明の精神の作用	精神の統一作用	説明陳述をなす	陳述	説明陳述の力
						162.4	223.7					
							223.8					
							223.9					
							223.11					
					49.1						181.3	
											181.7	
											181.8	
45.3	9.2					9.2					125.5	
											125.8	
											125.9	
	144.2	32.6	32.6		144.2	95.3		93.10	93.8		370.5	200.15
	150.11	32.11			149.1						372.5	
		20.10	20.9									
		20.14										

繫 辞	繫 辞 と し て の 作 用	述 素	決 素	決 定 要 素	統 覚	統 覚 力		統 覚 作 用	人 間 精 神 の 統 覚 作 用	
		811.6	497.11	312.5		166.15	497.11	162.10	76.14	76.14
		819.3	497.12					162.16	85.13	
		864.8	502.2					166.12	162.8	
		941.3	506.6					169.9	(a・b)	
					142.12				8・15	
									(a・b)	
					105.1					
58.9	59.14									
58.15										
								71.8		
								95.5		
								(a・b)		
								95.7		
								95.11		

存在詞「あり」の陳述をあらはすものは……この場合の「あり」は存在の意をあらはすものにあらざして陳述の力をあらはすものなれば……

(概 P 704)

この省略の「陳述」に準ずるものは、表Ⅲに示す通り。

表Ⅲ 省略の「陳述」——形式用言（存在詞）の場合——

111.6 111.10 154.14	講
94.15 94.18 95.1 115.8 249.1 (a b) 249.2 249.3	□
289.10 290.9 291.7 (ab) 331.5 331.14 652.1 656.13 658.2 658.14 701.13 704.8 713.10 713.12 713.14 716.3	概

また、論では、「統覚作用」を「あらはす」とすることが多いようである。(9)

以上の結果からすれば、用言に認められるのは「陳述の能力」「陳述の力」であって、「陳述」ではない。この「陳述の能力」が、「統覚作用」に等しいのである。たとえば、

こゝに於いて用言の用言たるべき特徴は統覚の作用即ち語をかへていはず、陳述の力の寓せられてある点にあり。

(概 P 95)

と言われる時、その「語をかへていはず」は文字通りのことであって、両者はともにある働きをさすのである。(10) こと用言に限っては、「統覚作用」は「陳述」の一部・要素である。

それでは、その全体にあたる——少なくとも用言一語の範囲を超えた——「陳述」の実体は何であろうか、という事になる。まず手がかりは「自用語」の定義に求められる。

自用語とは夫自身に独立して用ゐられ、文を形成する骨子となり、陳述の基礎となるものにして所謂名詞、代名詞、形容詞、動詞にして体用二言之にあたる。

(講 P 17、同じく論 P 155 □ P 17)

自用語といふは……談話文章を構成する骨子となり、陳述をなす場合の直接材料となる性質を有するものにして

(概 P 86)

この引用例からすれば、「陳述」を形作るのは体言と用言である。たとえば、次の用言の定義も、体用二言から成る「陳述」に基づくものと思われる。

用言は体言と相待ちて句の組立の骨子となるものにして、体言に対して何等かの説明をして陳述をなす要素なり。

(概 P 143、同じく講 P 47 □ P 44) (11)

用言が体言に対して何等かの説明をなすこと、これがまず「陳述」の中身と判断できる。(12) それでは、体言用言——観念語二つの間の関係、これは「語の運用」論の中の「位格」の項において確認できるはずである。

即すべて用言はある事物を中心としてそれにつきて何事かを説明するものなるがその説明の中心となる事物をば、用

言の主格とはいふなり。即主格の語又は主語といふは陳述の主体たる語をいふなり。

(論 P 810、同じく講 P 333 口 P 239 (13))

「陳述の主体」という語句自体、それは用言一語の範囲を超えたある全体に基づいている。この時主格に立つのは体言、その主格に対して(要以降、主位観念と賓位観念との対比に対してと限定されるが)「陳述をなす」時、用言は述格に立つし(論 P 861 講 P 336 口 P 242 要 P 58 概 P 677 学 111)、「陳述の能力」が発揮される(論 P 861 概 P 681 学 P 115)。

次に自用語は「句」を組立てるものであった。しかしこの「句」は「述体句」に限られる。

述体はその緊要なる成分として主語と述語とを要す。主語とは夫れによりて何等かの陳述の起さるゝ所の本体をあらはす語なり。述語とは主語を基として陳述する所のものなり。

概していへば主語となるものは体言、述語となるものは用言なり。かくてこの種の句の最必要なるものは陳述の能力を有する用言にあるなり。

(論 P 1238)

その命題の形をとれる句は主語述語の対立ありて、陳述の形式をとれるものなるを以て今之を述体の句といふ。

(講 P 429、同じく口 P 319)

「陳述の形式」という語句に、いわば露骨に表れているように、ある全体「陳述」に応ずる言語上の現象は、体言が主語、用言が述語に位置する——用言が上にある体言に対して説明をする——ものとみてよいであろう。さらにこの「述体句」

の内部分類にあたって、分類基準として「陳述の態度」があげられているが（講第四十二章、口第三十七章、要一一、概第四十六章、学一四）、ここでの「陳述」も用言一語に限らないものである。

これらの点を以て一切の述体句を見るに、その陳述が、対者に話しかくる態度をとれるものと、しからざる態度のものとの二様あるを見る。

（概 P 978、同じく講 P 441、口 P 324、要 P 89—90、学 P 180）

右の「陳述」は、ある全体「陳述」の意義的な面に重きを置いて使われている、ととれよう（14）（さらに概学では、「主格」と「賓格」とで「陳述の態度」を分けている——概 P 968、学 P 177）。

加えるに、全体としての「陳述」を特徴づけるものに、「装定」があげられる。これは、

この陳述語は其の本体は文の陳述をなすものなれども、別に発達をなして、概念語を装定する用法あり。（略）しかして其の属性觀念は或概念につきて、陳述するに用ゐらるゝことあり。又或概念を装定するに用ゐらるゝことあり。

（論 P 158、同じく概 P 90）

用言は用言本来の性質によりて或は陳述又は装定をなし……

（論 P 1046）

即ち一は陳述をなす場合にして、他は装定をなす場合なり。こゝにその陳述をなす場合に於いてはその用言はいつもその句の最後に来るものにして、それに対して用ゐらるゝ体言はいつもその用言の上に在るものなり。

（概 P 1024、同じく要 P 101、学 P 221）

のように、体言の上に用言が来ている現象をさす。そしてこの「装定」からわかる事は、「陳述」というものは「装定」と一対で考えられるべきであって、用言が体言に対して持つ（位置）関係のうち——二つあるうちの二つに過ぎない、ということである。とすればやはり、「陳述」を用言（句末の述語となる）¹⁵内に求める事はできないと思われる。¹⁶

以上、用言が述語となって上にある体言に対し説明をする事・その姿に「陳述」を求めてきたわけだが、この全体としての「陳述」を前提にした述べ方の典型に、「陳述をなす」¹⁷があげられる。用言が「陳述をなす」とは、言いかえると、用言の「陳述の能力」が働いて「陳述」を形作る、となるであろうか。またこれと同じような述べ方に「陳述の用をなす」「陳述に用いられる」があげられる。これらは「装定」の対であった「陳述」を思い合わせると、全体である「陳述」から派生した述べ方とみてよい。また、結局は文体の差になるが、口語体を基本に書かれてある口・要・学では、「陳述をなす」よりも「陳述をする」がよく用いられている（口には「陳述の用をする」という例も見られる）。

……「美し」「戯る」等は陳述をなして句の述語たるなり。

(講P 50)

……「多い」「みる」「通る」「くる」等は陳述をして句の述語となっている。

(口P 46)

今、こうした述べ方を整理して、表IVに示す。

表 IV 「陳述をなす」及びそれに準ずる述べ方の使用状況

											陳述をなす	述べ方	文献																																								
											1335.11	1046.15	818.15	453.4	158.6	1242.7	819.1	456.6	233.2	1283.12	1024.7	774.14	389.12	1332.13	1036.1	811.12	396.12	論																									
											503.18	337.4	333.9	(ab)	47.11	380.7	335.17	109.16	50.12	382.7	336.2	182.3	98.13	442.2	336.13	193.9	98.14	講																									
																		87.14	243.16	□																																	
																		34.14	105.1	105.9	要																																
1034.8	972.2	776.6	693.10	684.4	677.5	491.10	372.9	314.6	313.2	270.5	(ab)	93.6	72.9	1024.15	777.11	699.2	690.13	677.7	491.15	386.6	314.10	(ab)	289.6	262.14	93.8	86.14	1024.16	846.3	776.3	691.8	678.2	672.15	389.8	314.15	314.1	297.8	262.16	143.15	89.2	1031.12	858.10	776.4	691.10	682.13	677.3	472.3	316.6	314.5	310.7	264.4	203.7	90.15	概
																		237.6	111.15	100.14	291.11	119.2	111.4	230.11	(ab)	236.15	111.6	学																									

陳述に用いられる	なす(する)	陳述の用を					陳述をする
	1324.17	364.5 720.11 860.16 861.1					
		47.16 48.2 119.3					
		43.15 44.1	287.10 289.13 325.1	242.9 242.11 243.8 288.2	95.12 126.4 135.3 238.12	81.13 (a b) 85.8 94.4	43.10 46.6 64.18 81.12
51.14 51.15 105.12	10.5				(a b)	56.14 59.15 60.13 101.1	28.4 30.7 34.12 52.3
491.11 1034.11	145.6 146.2						89.2 476.12 485.10 491.16
93.1 93.3 231.1 245.8	27.11			222.1 227.5 227.7	109.15 119.14 119.15 221.15	56.3 58.15 65.3 65.6	

〔「陳述の用をする」は□のみ〕

これらの述べ方の中の「陳述」は、まず全体の「陳述」のことであると判断できる。

ところが、「陳述」の成立には用言を欠かすことはできない。その「陳述の能力」が働くからこそ「陳述」が成り立ち、その主役が用言に含まれている、ということであれば、もともと体言用言の一つの関係をさしていた「陳述」に、いきおい用言の方に焦点のあてられた述べ方が現われてくることになる。その典型が、用言が「陳述す(る)」という述べ方である。その使用状況を表Vに示す。⁽¹⁸⁾

表V 「陳述す(る)」の使用状況

1332.6 (a b)	1241.10	1056.2	504.15	346.1	233.4	86.6	論	
(ab)	1326.7	1257.10	1057.10	735.14	367.10	233.12		158.8
1332.12	1332.4	1303.10	1057.12	767.4	395.13	260.3		170.16
1332.17 (a b)	1326.6	1238.12	1024.11	433.3	260.10	230.12		
						142.11	講	
						380.10		
						505.2		
						104.18	□	
						389.4		
						52.2	要	
						54.12		
						59.9		
						(a b)		
						1009.2	概	
						852.16		
						642.12		
						71.15		
						1054.10	学	
						969.5		
						657.12		
						227.15		
						1094.10		
						969.7		
						685.8		
						271.7		
						970.6		
						785.5		
						641.14		
						178.6		
						93.6		
						206.14		
						93.8		
						97.8		
						178.5		

1407.7	1334.9
1457.16	1335.3
	1335.17
	1389.5

「陳述す(る)」の場合に厄介なのは、たとえば、

即この種の用言の本体として主体に対して其の属性観念を陳述して統覚作用を完くす。

(論 P 233)

の場合のように、「主体に対して」とことわりがあるにも関わらず、「陳述」が用言の方に引き寄せられて——一語の範囲内におさまって——解釈されてしまう事である。つまり、「陳述する」ことと「陳述する」ものとの区別がつきにくくなるのである。そしておそらく、従来「陳述」の読みとりにくさの原因となっていたのは、用言に焦点の移された「陳述」があったからだと思われる。

この、用言の方に焦点の移された「陳述」は、まず複語尾に関係してくる。たとえば、複語尾の分類名「陳述の確め」や「陳述を確むる」(論講口概学)、「陳述の状態」(講口概)での「陳述」は、全体の「陳述」からきたものだととれよう。⁽¹⁹⁾しかし、「非経験性の陳述」「非現実性の陳述」(概)となると、これらが複語尾を含むある全体を意味の上から命名したのか、用言に複語尾のついたものを全体として命名したのか、区別し難い。さらに、

用言の本幹たる第一語尾はその属性の直接に作用せること又単純なる陳述をあらはすが、……その統覚の運用を委曲

に陳述すべき必要生じ来る。

(講 P 142、同じく論 P 367、口 P 104、要 P 34、概 P 310、学 P 5)

ここでの「陳述」は、しかし「用言の本幹たる第一語尾」に限られていようにとられる。これは明らかに「陳述」の焦点が「用言」の方に移されていると言えよう。今、こうした「陳述」を、複語尾の条について列記すると、

論	389.12	講	142.10	口	104.16	概	262.15	学	65.2
	389.14		336.15		243.11		297.3		229.13
							293.12		229.14
							310.6		
							310.7		
							313.7		
							683.15		

「陳述副詞」に関する表現にも、右に似た「陳述」が見られる。この項目のある文献は論講口概であるが、論を除いて共通している表現に「陳述の(を)装定(する)」があげられる。これは、講口概とも先に指摘しておいた「陳述の能力」の省略である。「陳述」が見られるものであるから(しかも同じ「陳述副詞」に関わるところで——講 P 181 口 P 125 概 P 37)、
「陳述の能力」を装定すると解釈しておいた方がよいであろう。論においては、「陳述の勢力」(P 503)「決素」(P 498 500 502)「述素」(P 506)「決定要素」(P 529)を装定する、と記されてもいる。問題となるのは、四書全てに見られる「述語の陳述の方法」を「装定」「修飾」するという表現である(論 P 529、講 P 193、口 P 134、概 P 388)。この語句の言うところは、陳述副詞が上にある時、その下の述語である用言が他の複語尾・助詞を伴ってどう陳述するか、決まってくるということであろう。「陳述副詞」の「陳述」に関しては、それは全体を意味する「陳述」の、体用の状態に応じるものである。それは用言が述語でない場合——「装定」ではなく「陳述」の場合——、装定しないものであるからである(論 P 503 529、講 P 193、口 P 134、概 P 388)。がしかし、それが「述語の陳述の方法」と表現されてしまった場合、「陳述」が「述語」に限られるものと理解されるであろう。この「陳述」も用言に焦点が移されたものである。(また、「陳述の方法」あるいはそれに類した語句の場合も、そうであると見てよい)。以上を整理して表 VI に示す。⁽²¹⁾

表VI 「陳述副詞」に関わる「陳述」

述語の陳述の方法	述べ方			文献
	「陳述を装定(修飾)」する ↓「陳述の能力」の省略			
95.6 503.14 529.3 1361.15				論
182.3 193.1 193.4	371.7	181.3 181.9 181.13 369.2 369.3		講
126.4 134.11 134.13	280.5	122.5 125.10 126.15 277.16 277.18		口
373.5 386.11 388.13 388.15	788.8 789.10	774.15 775.2 775.14 777.6 779.3	370.5 370.10 372.1 372.9 372.13	概
			227.11	学

(学の場合は「陳述の修飾格」に関してのもの)

ついで、同じ「用言の陳述の方法」を装定するものに、「係助詞」があげられる(講P 224、口P 160、概P 440)。これも焦点が用言の方に移ったものと見てよい。また、その職能に関して、「陳述を支配する」「その陳述に勢力を及ぼす」という述べ方が見られるが、これらは同一文献中に「陳述の力を支配」「陳述の勢力に大なる関係を及ぼす」等とあるのが見られるので、「陳述の能力」の省略のものと判断できる(同一の「係助詞」の頃において)⁽²²⁾。問題となる表現は、要より見ら

れる「一定の陳述を要求する」、また「導く」(これは概より)である。こうした表現であれば、「陳述」は当然、係助詞の下の用言の方に限られるものと判断されてしまふであろう。これも「用言」の方に焦点の移された「陳述」に準ずるものとしてよい。「係助詞」に関わる「陳述」を整理して表IVに示す。⁽²³⁾

表VII 「係助詞」に関わる「陳述」

陳述の方法 一定の陳述を要求する (導く)	述べ方・語句		文献
	「陳述の能力」の省略 の「陳述」		
	889.10 1294.7		論
	224.12 250.8	248.11	講
	160.12 186.2	188.5	口
	53.13 52.4 53.16 52.6 54.15 52.8 56.6 52.9	47.14 54.15 56.4 56.16	要
	692.8 492.10 475.14 440.3 691.11 492.2 691.14 492.6 692.2 492.8	485.14 472.3 487.10 474.10 503.14 478.2 692.2 484.15	概
	91.12 98.13 94.1 74.2 120.1 98.16 96.2 93.9 120.5 99.3 96.5 93.12 293.3 99.6 98.5 93.14	120.10 85.10 97.11 100.2 101.2	学

句論では、「語の排列」を説くところでの、「陳述部」について、「用言」の方に焦点の移された「陳述」が見られる。これは要より見える項目であるが、要するに、用言に「屬性」と「陳述の力」とが認められ、その「陳述の力」に結びついて用言の下に付く助詞・複語尾を、「用言」とともにまとめて命名したものである(要P 105、概P 1034、学P 230)。つまり、「陳述部」という語自体、「用言」(およびそれに付属する複語尾・助詞)に焦点の移された「陳述」を基にしている

のである。そして、「陳述部」の働きの表現「陳述に従属する」「陳述の委曲をあらはす」等これらも右の「陳述」に由来する用法とみてよいであろう。以下この用法を列記すれば、

要	103.13	概	1028.13	学	225.7
	103.15		1028.16		225.9
	105.10		1032.9		229.3
(ab)			1032.16	(ab)	229.11
			1033.1		229.13
			1034.4		229.14
			1034.5		230.9
			1035.6	(ab)	

以上、「陳述」およびその派生の「語句」「述べ方」の分析を行ってきた。結果から言えば、用言には「陳述の能力」が含まれているのであり、その用言が上にある体言（あるいは主格）に対して何らかの説明をする、こうした体言用言の関係・状態が「陳述」である。これが、その全体である「陳述」を形作らせる、基であるところの用言に焦点が移された時、「陳述する」といったコト的表現となる。また、「陳述」という言葉そのものには、全体としての・本来の用法の「陳述」と、その部分「陳述の能力」の省略形「陳述」と、さらに上の二つの用法を両端に位置させた時、いわばその中央にある、用言の方に焦点の移された「陳述」と、これら三つの用法があったのである。今、この分析の結果から、従来、「陳述」についてよく引用されてきた箇所に、再検討を加えてみよう。

用言の最も大切な特徴はその陳述の作用をあらはすといふ点にあるのである。この作用は人間の思想の統一作用で、主位に立つ概念と賓位に立つ概念との異同を明にして之を結びつける力をさすのである。

(口 P 44—45、同じく講 P 48、概 P 149、講の末尾は「……を有す」)

抑も陳述をなすといふことは之を思想の方面よりいへば主位の観念と賓位の観念との二者の関係を明らかにすることにして、その主賓の二者が合一すべき関係にあるか、合一すべからぬ関係にあるかを決定する思想の作用を以て内面の要素として、それを言語の上に発表したるに外ならず。

(概 P 677、同じく要 P 59、学 P 111、ただし要の出だしは「陳述するといふ事は」)

ここで「陳述」は、「思想」の用語（かつ要素）を使って、いわば学問的に語られている。注意すべきは、「陳述をなす」ことは「主位の観念と賓位の観念との二者の関係を明かにすること」であって、「その主賓の二者が合一すべき関係にあるか、合一すべからぬ関係にあるかを決定する思想の作用」が「陳述の作用」「人間の思想の統一作用」なのである。さらにこの引用例に続く、「述格のあらわす陳述とは……精神的作用の言語的発表なり」（概P 679、同じく学P 113）この陳述という精神的作用の対象とするものは「概P 679、同じくP 60、学P 113」という場合の「陳述」は、「陳述の能力」「陳述の作用」の省略と見てよいであろう。²⁴⁾そしていずれにせよ、「陳述」と呼び得る言語上の現象——述語となっっている「用言」の上に「体言」が来て「述体句」を作っている——は念頭に入れておかなければならないのである。

— と言うのも、「陳述」の中の「陳述の能力」が「統覚作用」に等しい事からすると、「喚体句」と「述体句」に関わる「陳述」と「統覚作用」の用法に一つの疑問が出てくるのである。

三、「統覚作用」と「了解作用」と

まず、「統覚作用」は明らかに「喚体句」「述体句」の両方に働いていることを確認しておく。

三、かくしてその一の統覚作用が何によつて結晶してゐるかといふと、それは呼格か述格かを中核とするもので、その中核の差によつて、句の性質と形体とを異にする。

右の引用例は、学において初めて見られたものであるが、「統覚作用」の一回の活動によって「句」の成立する事が六書全てに見えるのであるから(論P 1184、講P 426、□P 316、要P 70、概P 917、学P 145)、「統覚作用」はやはり「喚体句」「述体句」の両方に働くべきものである。しかし、こと「用言」においては、「統覚作用」と「陳述の能力」「陳述の力」「陳述の作用」は同義語の関係にあった。問題となるのは、それでは、「述体句」に「陳述」が見えるのは当然として、なぜ「喚体句」には「陳述(の能力)」という言葉が、ただの一回も使われていないのか?という事である。言いかえれば、「陳述の能力」が既にあるのに、何をことさら「統覚作用」といった別の言葉を使わなければならないのか。この現象は、「統覚作用」が述格中心の「述体句」にのみ働いているかのように、誤解をもたらしやすいのである。

注意すべきは、「統覚作用」「陳述の力」の同義語に「人間思想の統一作用」等(表Ⅱ参照)があるように、これらの言葉は「思想」の一要素として位置付けられており、山田博士の「思想」に対する解釈に由来するものだ、という事である。そしてその「思想」が「語論」の文脈——「品詞分類」を施した結果でもって、語および語相互の関係を述べる——、「句論」の文脈——文の単位である「句」を確定して、その「句」によって複雑な文の現象まで述べ尽くす——とで、同じ「思想」として語られてあるか確認する必要がある。 「統覚作用」なる言葉自体に変わりがない以上、その全体である「思想」に差異を求めるしかないからである。

「語論」の中の「語の性質」にあたるところでは、「思想」は三要素によって成り立つものとされている。

<p>日本語文法論</p>	<p>日本文法概論</p>
<p>かの実体と思惟するものと、其が有する属性觀念と思惟するものとを結合してこれを統一して思想に上すことは、これ実に人間精神の貴重なる作用にして思想の最要々素なり。(略)こゝに於いて思想を厳密なる意義にて分析</p>	<p>抑もかの実在と思惟するものとそれが有する属性と思惟するものと結合して、これを統一して思想に上すことはこれ実に人の精神の貴重なる作用にして思想の根本たる要素なり。(略)こゝに於いて思想を厳密なる意義にて</p>

せば、三要素に区分せらるべし。実体、属性、精神の統一作用これなり。(P 161)

分析せば、精神の統一作用と、それによりて統一せらるべき材料たる観念との二者の相對して存するを知るべし。その材料たる観念は更に分解して実在とその属性とに分ち考ふるを得べく、こゝに實在、属性、精神の統一作用の三者ありてはじめて一の思想の成立するを見る。(P 94)

つまり「思想」は「實在(実体)」「属性」「精神の統一作用」の三要素から成り立ち、その「精神の統一作用」が他の二つを統一する、というのが右の「思想」のあり方である。この「統一作用」は用言に認められる作用で(論P 162 223、講P 48、口P 44—45、概P 95 149)、そして「統覚作用」「陳述の作用」に等しいのである(上に同じ箇所及び表I)。

「統一」の図式は、「位格」の中の「主格」に関して再び見える。

抑も吾人の思想に於いて一事一物を理會せむとせば、必ず其対象に關聯して考へらるべき賓位観念(主として属性、されど必ずしも属性に限らず。)とを分離して、相對立せしめて考へ、再びこれを統合してその間の關係を明白にし、こゝに一の思想が成立するなり。かくの如きは即ち了解作用の特徴にして、この主位観念は賓位観念と相對立して存し、それが陳述の力によりて統一せらるべき性質を有するものなり。

(概P 689、同じく要P 60、学P 117—118) (25)

「主位」「賓位」に分離、後にこれらを「陳述の力」がまとめる、という「思想」の成り立ち方は、先に引用した「語の性質論」での「思想」にほぼ等しいと言えよう。

要するに、「語論」において、「思想」は二つに分離した観念を「陳述の力」「統一作用」「統覚作用」が統一する、⁽²⁶⁾ といつたあたり方、すなわち「了解作用」に代表されると見てよい。⁽²⁷⁾
また、「主格」では「喚体句」についての記述が見られる。

元来主格述格といふ如き考へは了解作用に基づくものにして、思想の要素の分解と結合との作用の結果生じたるものなることは明かなり。されば了解作用にたよらずして生ずる思想の発表たる文即ち吾人が所謂喚体句にありては主格というものゝ存せざるは当然のことなり。

(概 P 688、同じく学 P 117) ⁽²⁸⁾

「喚体句」に関する記述の意味するところの一つは、「句論」において「了解作用」によらない「思想」が述べられるであらう、その予告である。

「統覚作用」がいったいどういう論理の展開のもとに導き出されたかと言へば、それは「思想」の発表が必ずしも「了解作用」に限るものではない事を確定した後述に述べられているのである。⁽²⁹⁾ 今、この「句論」の文脈を端的に示す箇所を引用すれば、

見よ、かのハイゼの文典の言の如く、主語述語の別は吾人の了解作用のこの二者を分解して考へ、さて再び之を統一して考へたるものなることを。吾人の思想(広義にいふ思想)は単に了解作用のみにあらざるなり。(略)されば、吾人はこの了解作用発表の形式を以て感情欲求想像等あらはしうべきかを検し、同時に、又思想発表の他の方式の存否をも検せざるべからず。かく省れば、直にスコート氏の A word sentence を想起するなり。

(論 P 117、同じく講 P 428—429、口 P 317—318、要 P 66—68、概 P 910—914、学 P 140—143)

ここで述べられているのは、主語述語の区別のつかない言語の現象があるから、そこには二觀念の分離した状態は考えられず、したがって「了解作用」によらない「思想」の表現の仕方が存在するのだ、という事である。⁽³⁰⁾そしてこの時点で、「思想」の意義は拡大され(広義にいふ思想)、「語論」の「了解作用」に代表される「思想」は、いわば、狭義のものとして規定されたのである。たとえば、「句」とは要するに「思想」を言語に表わしたものだ、「述体句」は「了解作用」が言語に表わされたものと明確に記されている(論 P 1199、講 P 441、口 P 324、要 P 89、概 P 963、学 P 173)が、「喚体句」の「思想」はその限りではないのである。

「了解作用」(の中に「統覚作用」が含まれていたという事)を念頭に入れて、これまで「統覚作用」と言えば必ず引用されてきた部分を読み直してみるとどうなるであろうか。

惟ふにその思想とは人間意識の活動せる状態にして各種の觀念が或る一点に於いて關係を有し、その一点に於いて統合せられたるものならざるべからず。この統合点は唯一なるべし。意識の主点は一なればなり。この故に一の思想は一の統合作用存する筈なり。今之を仮に統覚作用と名づく。この統覚作用これ実に思想の生命なり。雑多の觀念累々として堆積すとも之に対して統覚作用の活動することなくば終に思想たること能はざるなり。

(概 P 916、同じく論 P 1184) (31)

この文章からすると、「統覚作用」は「思想」を成立させる要因であるが、しかし、「思想」そのものではない。「各種の觀念」「雑多の觀念」も「思想」の中に含まれているのである。となれば、「語論」の、「了解作用」に代表される「思想」にも、

時には「陳述の力」と呼ばれる「統覚作用」が含まれていたわけであるから、右の「句論」の「思想」との違いは、観念」の方に求めるほかはない。つまり、「句論」の「思想」の場合、その「観念」というのは、「主位」「賓位」に分離していない未分化のものも含む、広い意味での「観念」なのである（したがって、主語述語の区別のつかない現象にも当てはめられる。）⁽³²⁾

以上、これまで述べてきた、「思想」の二つのあり方をまとめてみる。「句論」の「思想」の場合、いろいろな観念をまとめる「統覚作用」が働く。ところがこの「観念」が「主位」及び「賓位」と呼び得る状態に分離された時、そこには「陳述」と成り得る素地が出来たわけであって、いわばまとめる対象の違いによって、「統覚作用」は「陳述の力」や「陳述の能力」という別名を持つ。こういった状態を示すのが「了解作用」であり、「語論」の「思想」なのである。

おそらく、諸家が「陳述」に関わる言葉の解釈に迷われたのも、右の「思想」「陳述」「了解作用」という、ある作用を部分として含む全体が考慮されていなかったためではないだろうか（陳述とは「陳述作用とは」のように諸家によってまちまちに解釈されている）。たとえば、時枝氏の喚体句に対する批判、渡辺氏(33)の概念語に対する批判は当を得たものではあるまい。三尾氏の場合には「統覚作用」が「了解」におけるものに限られてしまっている。⁽³⁵⁾また、佐藤、仁田氏の解釈の通り、喚体述体両句には「統覚作用」が働き、述体句には「陳述作用」が働く。⁽³⁶⁾しかし、両者の関係は、どちらか一方がもう一方を含む（あるいは片方に含まれる）といったものではないのである。「思想」の差違、すなわち「統覚作用」の置かれている状況・それを含む全体の違いに注意しておかないと、「統覚作用」「陳述作用」そして「陳述」の意義の関係、及びこれらの「喚体」「述体」への当てはめが不明瞭なものになってしまうのである。

四、おわりに

以上、山田文法の「陳述」及びそれに関わる各種の表現の分析を、これらの語句の言及する言語を中心に、山田文法書の連なりに留意しつつ行なってきた。今、「思想」の中身の違いによって、「統覚作用」は「陳述の力」とも呼ばれるという分析の結果からすれば、従来言われてきた「統覚作用」と「陳述」との混同という事は成り立たない。むしろ、問題は「陳述」内部の混同と、「語論」「句論」といった章立ての違いを考えねばならない文法書の読み方であったのではないか。逆に言えば、「陳述」を使う時には、博士の二つの「思想」を一つにするような方向・文法書の記述が、現在うかがわれるという事である。森重氏の「陳述作用」は「文体」の中の「統覚作用」に対応する「文法」の中に働く。⁽³⁷⁾ また、渡辺氏は博士の「統覚」を「統叙」と「陳述」とに分けられ、「陳述」が「叙述」を支える事を説かれる⁽³⁸⁾（もっとも「陳述」の意味合いは、山田文法のものとはかなり異なり、むしろ「統叙」の方が近い）。博士の、「陳述作用」を含む「陳述」は、体言用言の関係を離れてより漠とした全体になっている。構文論に「主体」を積極的に導入された時枝博士の「陳述」は、しかし、「装定的の陳述」⁽³⁹⁾（³⁹）なる言葉に象徴されるように、独自の意味を担っているのであり、それは同時に「思想」ととらえ方の違いに結びつくものと思われる。

ともかくも、本稿のなすささやかな主張は、「陳述」と「陳述作用」とを区別して使用した方が、いわばその伝統的な使い方にならっており、自分の用語としての資格を、より明確にできる、という事である。⁽⁴⁰⁾ 終わりに、山田文法の「陳述」及びそれに関わる各種の表現の分析結果を付す。紙幅の都合上、説き尽くせなかったものは、その箇所を読んでもらえばわかる、といった形でしか示し得なかった事をおわびする。大方の御叱正を待つ。

注(1)諸家の見解は次の文献によった。

三宅武郎「動詞の連体形に関する一つの疑ひについて」(『国語と国文学』昭和12年11月)

三尾砂「文における陳述作用とは何ぞや」(『国語と国文学』昭和14年1月)……「統一作用」(『統覚作用』とされ、「それが言語的表現を通して見られる時は陳述作用である」と結論される。

時枝誠記『国語学原論』(岩波書店、昭和16年12月)

334ページ。

川端善明「文論の方法」(『口語文法講座1』昭和40年2月)

森重敏「山田文法批判」(『解釈と鑑賞』昭和40年10月)……「統覚作用」と「陳述作用」とが等しいと前提してその混同を批判される。

大久保忠利『日本文法陳述論』(明治書院、昭和43年1月)

渡辺実『国語構文論』(塙書房、昭和46年9月) 83ペ

ージ。……「判断においてはたらく内面的な精神

作用」が「統覚作用」であり、それが言語という形において発表されたものが「陳述」であるときれる。

(2)佐藤喜代治『国語学概論』(角川全書、昭和27年6月) 106ページ。

仁田義雄「山田文法における文の認定」(『日本語・日本文化』昭和52年2月)……「陳述」は「統覚」の一部とされる。

(3)たとえば川端、森重氏は「喚体句」に「陳述」(作用)を認められる。三宅、三尾、時枝、渡辺氏は「統覚作用」(「陳述」(作用)が述体句にのみあるとされる。佐藤、仁田氏は「喚体句」には「統覚」、「述体句」には、「統覚」と「陳述」とが認められるとされる。

(4)尾上圭介「山田文法とは」(『言語』昭和56年1月)

(5)後で証明するが、「陳述の能力」と「陳述作用」は同義語である。

(6)「陳述を確むる」もこの中に入れた。

(7)ただしCoppolaの場合、陳述の力との間には差が認められる。

而してこの陳述の能力のみの言語としてあらはさるゝものを論理学にてcopulaといへり。……

今このcopulaの内面即ち陳述の力……

(概P 677—678、同じように学P 111—112)

つまり、copulaは言語上、形を持つものごとで、陳述の力は作用という形を持たない働きをさすのである。これに準ずるものに、要での繫辞があげられる(要P 59—60)。したがって、用語に属性とcopulaとが認められる、と言った場合、そのcopulaは「copulaとしての力」の略した言い方になる。これは繫辞にも言えることである。また論では「決素copula」(P 496)という箇所が見えるが、右に引用したような、陳述の力との差を記してある部分は見られなかった。

(8) 講口ともに概と同じ陳述副詞の条であり、同じ頁に「陳述の力」は見えないが、両書とも「陳述の力」「陳述の能力」が、用言について使われている。

(9) その他、微細な省略の「陳述」として、「陳述の方」の省略(論P 103 ℓ 15)「陳述語」の省略(論P 159

ℓ 2)「陳述副詞」の省略(論P 134 ℓ 2)があげられる。

(10) したがって、「陳述」と「統覚」に(正確には「陳述の力」と「統覚」に)言語上とその内面という、観点の差は認められない。

(11) 「陳述の主体」という語句を使っているが、論P 169にも体用二言から成る「陳述」が説かれている。

(12) ただし引用例中の「句」は全ての「句」を意味するものではない。これは後で述べる。

(13) また別の箇所では、主格は「その陳述の基づく所」(講P 333 ℓ 9、口P 238 ℓ 12)「その説述の基づく所」(論P 809 ℓ 15)と記述されている。

(14) したがって「陳述の態度」は、「陳述」がある全体をさしている事を前提としての用語(「陳述」から見れば用法)である。また、この箇所で見られる「陳述」のほとんどは、全体としての「陳述」である。以下これを列記する。

講 441. 14
口 324. 13
要 89. 16
概 968. 11
968. 12
968. 13
978. 12
学 177. 13
177. 14
177. 15

また、この箇所に見られる「陳述者」(概^{968.10}学^{177.13})「陳述の話題」(概^{968.10}学^{177.13})も、全体としての「陳述」から派生した用語とみてよいであろう。

(15) 必ずしも「文末」とすることは出来ない。と言うのも、複文という現象があり、したがって、

上なる文をば終結の語法をとらずして即ち陳述を終了せしめずして、陳述しつゝなほ之を下文に何等かの方法を以て形の上の連絡を生ぜしむる語法を……

(概P 1054、同じく論P 1389)

のように、「陳述」は時には中止されもするからである。「陳述」は「句」を完成させるものであって「文」を完成させるものではないのである。また、右の「陳述」も全体としての「陳述」の意義の方に重きを置いて使われたものと解される。これに準ずる、いわば中止の陳述を列記すれば、

論	234.8	17
	242.2	17
	727.4	
	867.3	12
	1283.16	16
	1389.5	
講	376.8	
口	284.4	
概	173.16	
	686.2	
	686.9	
	685.1	10
	693.10	10
	691.10	10
	882.1	
	846.3	
	1054.9	
学	50.4	15
	236.1	(a)
	236.1	(b)
要	24.5	

となる。

(16) 「装定」と対をなすのが「陳述」であるから、論のみではあるが、次の「述定」「述法」も「陳述」の同義語となる。

一は述法にして一は装法なり。述法とは句の述語として其が有せる意義を説明的に述ぶるものにして……

(論P 1047)

用言が装定法に立てる時も述定法に立てる時も……

(論P 502)

「述定」「述法」を列記すれば、

述定	87.8		述法	1047.3
	87.9	10	(a)	1055.12
	87.11	13	(b)	1056.4
	87.13		(ab)	1056.7
	502.10		(ab)	1056.7
	503.4		(ab)	1056.7
	529.5		(ab)	1056.7
	611.12		(ab)	1056.7
	767.1		(ab)	1056.7
	1055.13		(ab)	1056.7
			(ab)	1463.2

(17) 既にその代表的な例は引用しておいた(「用言は体言と相待ちて……」)。

(18) ただし論の場合、次の「陳述す」は文法用語としての資格がないものと認め、表中に入れなかった。

以上陳述せる処にて吾人の論処とする点の真意

は明なるべし……

(論 P 120 ℓ 14)

既に第三章に於いて陳述せし如く

(論 P 763 ℓ 6)

(19) 要から見られる分類名「陳述のしかた」もこれに準ずると見てよいであろう。

(20) あるいは「陳述の能力」の省略とも解釈されるかもしれないが、「陳述の能力」に果たして「単純」なる語が付けられるのかどうか、確証は得られなかった。

(21) 「陳述副詞」と用言、この観念語間の関係は、「位格」の一つ「修飾格」中の「陳述の修飾格」とされる。この場合の「陳述」も、「陳述副詞」における場合と事情は変わらないとみてよいであろう。

陳述に対する修飾格は……一定の述語を要求するものなり。

(講 P 371、同じく論 P 885、口 P 280、概 P 789)

用言が述語であることは、全体である「陳述」に応ずるものである。表 VI にはこうした「陳述の修飾格」

(論では「修飾格」のものも含めた。

(22) 講口要概学に共通した「係助詞」の職能の述べ方に

「陳述の要素」にある関係を生じさせる(講 P 201、

口 P 141、要 P 40、概 P 401、学 P 73) というのがある。

(23) 論ではば「述素」で表現されている場合が多く、表 IV には入れていない。

(24) ところで、こう「陳述」について吟味していくと、一つの疑問が生じてくる。なぜ、「陳述」には「陳述とは……」のように、定義を施す条項がないのであろうか? 「統覚作用」には常に引用される「之を統覚作用といふ」という箇所があるにも関わらず。詳しくは、別稿に譲るほかはないが、要するに、「陳述」はあらためて説明するまでもない、学問上の――

少なくとも論理学上の――自明な用語だったからだと思われる。山田博士の文法論が、先行した西洋文法、ハイゼ及びスウィートの文法論の消化・批判から成り立っている面を持つ事は確かであるが、私がスウィートの文法書 New English Grammar と比較考察してみたところ、「陳述」

に相当する用語が見つけられた。predication がそれである(さらに「陳述する」に近い語句としては「state」)。そしてスウィートの文法論もまた、心理学、論理学を参照しているのである。

(25)要の場合、「主位と賓位とは人間の思想の了解作用のはたらきにより起つた相対的観念で」といったように簡略に説かれてある。また論の場合、「分解作用」という言葉が使われている(P 81—81)。これは「了解作用」と同義、あるいはその中の一部——主位と賓位とに分離するはたらき——をさすものであろう。この箇所では「述者」が「陳述の力」の同義語となっている。

(26)用語及び述格の記述からすれば、「統一する」とは「観念の關係が「合一すべき」ものであるかどうか、その「異同」を明らかにする事である。

(27)この「了解作用」も「陳述」と同じく、定義された箇所が見られないが、これも心理学・論理学上の常識的な用語で自明のものであったからだと思われる。たとえば、論では『訳本ヴント心理学概論』の引用

部分に「了解作用」の語が見える(P 1176)。

(28)論では「分解作用によらざる思想の句、即吾人の喚体句」(P 810)とある。

(29)これには少しばかり説明がある。講以降、「文」における「統覚作用」の方を、「句」における「統覚作用」の前に述べるようになっていくからである。ただ、概において「かく一の語にして同時に一の文たりうる」とありとせば(P 901)という事を証拠に「統覚作用」が導き出されているから、「了解作用」では説明のつかない現象が確かに存在する事を前提にしているわけである。ここで「後に」と私が述べたのは、書物の体裁の意ではない。

(30)ただし講口でその例証とするのは、一語文ではなく喚体句である。

(31)ここでは「句」に関するものを取り上げた。しかし「文」の方においても、「統覚作用」の内容に違いがでるわけではない。

(32)それでは一語文、喚体句の「思想」と「了解作用」には關係がつけられていなければならないことにな

る。諸家は多く一語文を喚体に属するものとされるが、しかし、観念語は全て一語文に成り得るわけであるから、たとえば、用言から成る一語文・副詞から成る一語文(「行け」「だまれ」「静かに」——いずれの用例も書中にあるもの)の場合、それは当てはまらない。これらは述体の不完備句に属する(仁田氏が完備句、不完備句の別を、喚体、述体の別の上に置かれるのは読み誤りか)。また「交渉」という名目で、「喚体句」「述体句」はお互いに変形しうると述べられている(論要概学)。紙幅の都合上、さまざまな一語文の所属を、結果のみ次に示す。

- a 体言から成る一語文↓未開展(論では未成体の句のうち、対象をさすもの(喚体の不完備句))
- b 用言から成る一語文↓b₁形容詞の語幹から成るもの||未開展の句のうち属性を叫ぶもの(述体の不完備句) b₂動詞の命令形から成るもの||述体のうち命令体 b₃それ以外の用言から成るもの||知覚の言語的発表(この用語は論に見える)(述体の完備句)

c 副詞から成る一語文↓略体の句のうち、述語が省略されて修飾語のみ存する句(述体の不完備句)

(ただしb₂ b₃を完備句とするのは、主語の無いことが略体の絶対条件ではないことに基づく)

(33) 注(1) P 333

(34) 注(1) P 396 | 397

(35) 注(1)

(36) 注(2)

(37) 『日本文法通論』(風間書防 昭和29年1月)

(38) 注(1)

(39) 注(1)

(40) したがって、「陳述」がどこにあるのかと問う事は意味をなさない。

(熊本女子商業高校教諭)

「陳述」に関わる語彙・表現の分析

A：全体としての「陳述」

a₁：「陳述」をなす a'₁：「陳述」をする a₂：「陳述」の用をなす(する)
 a₃：「陳述」に用いられる a₄：「陳述の態度」に基づく「陳述」 a₅：中止の「陳述」に類するもの a₆：その他文脈より判断できるもの

B：用言の方に焦点の移された「陳述」

b₁：「陳述す(る)」 b₂：複語尾の関わる「陳述」 b₃：陳述副詞に関しての「陳述の方法」 b₄：係助詞に関しての「陳述」の要求に類するもの b₅：「陳述部」に基づく「陳述」 b₆：その他文脈より判断できるもの

C：部分としての「陳述」(すなわち「陳述の力」「陳述の作用」の省略形)

c₁：用言(用言全般・実質用言)の場合 c₂：用言(形式用言・存在詞)の場合
 c₃：陳述副詞の場合 c₄：係助詞の場合 c₅：その他文脈より判断できるもの

①『日本文法論』の場合

A	a ₁	158.6 233.2 389.12 396.12 453.4 456.6 774.14 811.12 818.15 819.1 1024.7 1036.1 1046.15 1242.7 1283.12 1332.13 1335.11
	a ₂	364.5 720.11 860.16 861.1 1324.17
	a ₅	234.8 242.17 262.2 727.4 867.3 1283.12 1287.16 1389.5
	a ₆	85.9 103.16 157.17 167.3 230.7 230.19 232.10 261.13 495.5 506.5 680.9 841.6 846.1 846.17 896.10 1238.12 1242.1 1242.3 1265.16 1326.9 1332.2 1332.5 1332.12 1333.15 1334.17 1359.3 1364.11 1449.7 1452.8
	この「陳述」を使った語句…陳述の基礎	155.15 陳述の主体 169.10 811.13 1280.11
	陳述の意義	379.11 陳述の語勢 615.14 陳述(の)様式 641.4 1451.11 陳述の 1452.7
	要素	818.16 819.2 陳述の態度 641.6 陳述者 433.11 1266.2
	この「陳述」に基づく分類項目……陳述の副詞・複語尾の「陳述」の確かめ	
	この「陳述」の同義語…述法	1047.3(a b) 1055.12 1056.4 述定 87.8 1056.7(a b) 1463.2 87.9

	87.10 87.11 87.13 502.10 503.4 809.15 529.5 611.12 767.1 769.6 1055.13 説述 1270.2
B	<p>b₁ 86.6 158.8 170.16 230.12 233.4 233.12 260.3 260.10 346.1 367.10 395.13 433.3 504.15 735.14 767.4 1024.11 1056.2 1057.10 1057.12 1238.12 1241.10 1257.10 1303.10 1326.6 (a b) 1326.7 1332.4(a b) 1332.6(a b)1332.12 1332.17 1334.9 1335.3 1335.17 1389.5 1407.7 1457.16</p> <p>b₂ 389.12 389.14</p> <p>b₃ 95.6 503.14 529.3 1361.15</p>
	<p>この「陳述」を使った語句…陳述の方法^{104.1 364.3 374.15} ^{1335.13 1389.11} (その略</p> <p>103.15) 陳述の方式^{1452.9} 陳述法^{1334.11}</p>
C	<p>C₁ 889.10 1294.17</p> <p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾語・陳述語</p> <p>この「陳述」の同義語……陳述の勢力^{156.6 156.8 157.2 158.7} ^{163.8 503.10 1376.9}</p> <p>陳述の形式的能力85.11</p> <p>85.13 343.9 523.5 861.6 陳述の能力^{861.7 861.8 1238.15} 決素^{180.9 504.14 505.10 505.13} ^{1238.16 1239.2} ^{505.14 506.4 506.6 508.1}</p> <p>526.6 537.3 537.6 551.3 551.5 611.1 611.3 611.4 611.9 611.12 615.3 615.4 615.8 616.4 616.5 626.7 626.9 637.9 637.13 647.11</p> <p>649.12 650.10 651.7 651.13 653.12 654.1 660.4 678.6 678.7 680.4 680.5 680.11 681.14 691.4 749.14 749.16 750.12 811.6 819.3 884.8</p> <p>884.9 884.10 885.7 941.3 1053.5 1284.8 決素^{496.16 497.1 497.2} ^{1285.12.1357.11 1361.14 1372.7 1383.15} ^{497.7 497.8 497.9}</p> <p>497.11 497.12 497.13 497.14 497.15 498.12 498.15 498.16 499.1 499.9 499.10 500.6 500.7 500.10.500.13 500.15(ab) 500.16 500.17</p> <p>501.7 501.9 501.14 501.17 502.2 502.3.502.5 502.7 決素詞^{789.13} 503.1 (a b) 503.2 503.3 503.5 503.9 788.14 (a b)</p>

決定要素	162.15	312.5	313.5	343.9	345.16	407.3	503.15	529.4	529.6
	788.7	789.11	793.6	862.9(a b)	862.13	862.15(a b)			
決者	343.10	C o p u l a			343.10	496.16	674.2	述者	810.17 811.1
					647.9	647.14	648.7		811.5
思想の形式的能力	313.12	統一	161.17	162.4	223.7	223.8	223.9		
		作用	223.11(a b)	227.15	312.8	313.5	350.12		
「語論」「述体句」において同義語となるもの……統覚					367.8	367.10			
					1239.9	1326.7			
統覚作用	76.13	76.14	85.13	162.8(a b)	162.10	162.16	166.12	166.14	
	167.11	167.17	168.5	168.12	168.13	169.4	169.9	169.13	
	233.4	260.3	341.16	343.7	343.11	統覚力	166.15	167.7	
	350.14	366.5	389.3	497.11	1211.4		167.8		
思想の統一	1326.6								

②『日本文法講義』の場合

A	a ₁	47.11	50.12	98.13	98.14 (a b)	109.16	182.3	193.9	333.9	335.17
		336.2	336.13	337.4	380.7	382.7	442.2	503.18		
	a ₂	47.16	48.2	119.3						
	a ₄	441.14								
	a ₅	376.8								
	a ₆	182.2	184.7	264.16	265.1	333.5				
この「陳述」を使った語句……陳述の基礎 ^{17.14} 陳述の主題 ^{333.9} 陳述の										
態度 ^{335.10} 陳述の形式 ^{49.13} 陳述の賓位 ^{221.16} 陳述の要素 ^{201.14} 陳述の										
性質 ^{269.16}										
この「陳述」に基づく分類項目……陳述の副詞・複語尾の「陳述」の状態、 確かめ										

	この「陳述」の同義語……叙述 16.1(a b) 165.3 276.4 277.7 377.6 428.4
B	b ₁ 142.11 380.10 505.2 b ₂ 142.10 336.15 b ₃ 182.3 193.1 193.4 b ₆ 193.13
	この「陳述」を使った語句……陳述の方法 224.12 250.8 この「陳述」に基づく分類項目……陳述句
C	c ₁ 181.3 181.7 181.8 327.1 c ₂ 111.6 111.10 154.14 c ₃ 181.3 181.9 181.13 369.2 369.3 371.7 c ₄ 248.11
	この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾格・陳述語 この「陳述」の同義語……陳述の力 49.3 49.6 49.7 49.14 76.6 78.15(a b) 224.13 249.17 250.5 253.7 陳述の勢力 18.2 18.3 陳述の能力 185.12 191.5 陳述の作 253.10 345.4 249.12 250.6 191.6 336.7 用 用 47.9 48.14 述素 244.3 269.16 統一(判定)する作用 47.14 48.15 125.3 126.5 328.10 49.1 (a b) 「語論」「述体句」において同義語となるもの……統覚 142.12 統覚 (の) 作用 8.15 (a b)

③『日本口語法講義』の場合

A	a ₁	87.14 243.16
	a ₁ ¹	43.10 46.6 64.18 81.12 81.13 (a b) 85.8 94.4 95.12 126.4 135.3 238.12 242.9 242.11 243.8 287.10 288.2 289.13 325.1
	a ₂	43.15 44.1
	a ₄	324.13
	a ₅	284.4
	a ₆	126.3 135.4 190.14 190.17 239.9
<p>この「陳述」を使った語句……陳述の基礎^{17.14} 陳述の形式^{319.4} 陳述の 態度^{242.2} 陳述の主題^{239.12} 陳述の性質^{195.16} 陳述の賓位^{158.1} 陳述の ^{324.12} ^{240.12} ^{158.16} ^{141.5} 要素</p> <p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述の副詞・複語尾の「陳述」の確かめ、状態</p> <p>この「陳述」の同義語……叙述^{15.15 (a b) 199.2 284.5} ^{366.17}</p>		
B	b ₁	104.18 389.4
	b ₂	104.16 243.11
	b ₃	126.4 134.11 134.13
	b ₆	128.5 387.13
	<p>この「陳述」を使った語句……陳述の方法^{160.12} ^{186.2}</p>	

	この「陳述」に基づく分類項目……陳述の句
C	c ₁ 125.5 125.8 125.9
	c ₂ 94.15 94.18 95.1 115.8 249.1 (a b) 249.2 249.3
	c ₃ 125.5 125.10 126.15 277.16 277.18 280.5
	c ₄ 185.5
	この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾格・陳述語
	この「陳述」の同義語……陳述の力 18.2 18.4 43.8 45.6 45.9 45.10 62.10 62.11 62.12 62.13 64.12 64.17 64.18
	65.1 85.6 85.14 87.11 160.14 陳述の能力 72.8 129.10 132.17 陳述の 186.1 186.6 251.13 133.2 242.16
	勢力 44.7 186.4 陳述の作用 44.17 95.16 統一作用 9.2(a b) 43.13 186.7 196.3 97.1 44.18 45.3
	述素 195.15
	「語論」「述体句」において同義語となるもの……統覚 ^{105.1} 統覚(の)
	作用 104.9 106.6 106.10 108.3

④『日本文法要論』の場合

A	a ₁ 34.14 105.1 105.9
	a', ₁ 28.4 30.7 34.12 52.3 56.14 59.15 60.13 101.1 (a b)
	a ₂ 10.5
	a ₃ 51.14 51.15 105.12
	a ₄ 84.16

	<p>a₅ 24.5</p> <p>a₆ 20.11 20.13 28.4 40.13 45.9</p>
	<p>この「陳述」を使った語句……陳述の本体^{28.5} 陳述の態度^{89.16 90.2} 陳述の 要素^{40.8} 陳述の性質^{40.14} 41.2</p> <p>この「陳述」に基づく分類項目……複語尾の「陳述」のしかた</p>
B	<p>b₁ 52.2 54.12 59.9(a b)</p> <p>b₄ 52.4 52.6 52.8 52.9 53.13 53.16 54.15 55.6</p> <p>b₅ 103.13 103.15 105.10 (a b)</p> <p>b₆ 34.11 58.14</p>
	<p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述部</p>
C	<p>c₄ 47.14 54.15 56.4 56.16</p>
	<p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾格</p> <p>この「陳述」の同義語……陳述の力^{10.2 10.13 12.2 12.3 12.4 12.5 12.6} 12.11 13.10 13.11 15.7 17.1 17.2 17.4</p> <p>17.14(a b) 33.15 46.1 46.2 陳述の作用^{12.12 13.3 59.12} 繫辞 58.16 59.6(a b) 103.12 59.16 60.1</p> <p>58.8(a b) 58.9 58.10 58.12 58.14(a b) 判定する作用^{58.5} 58.15 59.12(a b) 59.14 60.1 60.9</p>

⑤『日本文法学概論』の場合

A	<p>a₁ 72.9 86.14 89.2 90.15 93.6 93.8 143.15 203.7(a b) 262.14 262.16 264.4 270.5 289.6 297.8 310.7 313.2(a b) 314.1 314.5 314.6 314.10 314.15 316.6 372.7 386.6 389・8 472.3 491.10 491.15 672.15 677.3 677.5 677.7 678.2 682.13 684.4 690.13 691.8 691.10 693.10 699.2 776.3 776.4 776.6 777.11 846.3 858.10 972.2</p>
---	--

	1024.15 1024.16 1031.12 1034.8
a ₁	89.2 476.12 485.10 491.16
a ₂	145.6 146.2
a ₃	491.11 1034.11
a ₄	968.11 968.12 968.13 978.12
a ₅	173.16 685.10 686.1 686.2 689.9 691.10 693.10 846.3 882.1 1054.9
a ₆	71.4 90.12 93.10 196.2 196.5 203.8 211.12 213.9 373.3 401.13 483.16 502.7 502.9 686.11 700.3 778.9 785.1 968.2 1007.13 1008.12 1009.3
	この「陳述」を使った語句……陳述の性質 ^{401.15} 陳述の様式 ^{1035.10 1070.9} 508.12 1078.6
	陳述の材料 ^{90.14} 陳述の態度 ^{373.4 697.5 967.15(a b)} 968.1 968.2 968.3 968.5 968.6 968.15 969.2 971.3
	971.11 971.14 陳述者 ^{968.11} 陳述の要素 ^{401.9 698.9} 陳述の形式 ^{150.6} 983.15 984.1 698.10
	陳述の本体 ^{203.8} 陳述の資位 ^{437.14} 陳述の話題 ^{968.10}
	この「陳述」に基づく分類項目……複語尾の「陳述」の状態、しかた、確 め・陳述(の)副詞
	この「陳述」の同義語……叙述 ^{493.9 493.12 493.14 518.5 521.9} 927.1 927.2 1058.15 1093.2
B	b ₁ 71.15 227.15 271.7 641.14 642.12 657.12 685.8 785.5 852.16 969.5 969.7 970.6 1009.2 1054.10 1094.10
	b ₂ 262.15 293.12 297.3 310.6 310.7 313.7 683.15
	b ₃ 373.5 386.11 388.13 388.15
	b ₄ 475.14 492.2 492.6 492.8 492.10 691.11 691.14 692.2 692.8
	b ₅ 1028.13 1028.16 1032.9 1032.16 1033.1 1034.4 1034.5 1035.6

	<p>b₆ 72.12 91.2 210.12 314.11 389.9 476.3 476.4 779.11 988.9 988.11</p> <hr/> <p>この陳述を使った語句……「陳述」の方法^{65.11 65.12 65.15 297.1 297.5} 297.6 440.3 477.1 724.7 968.4</p> <p>1054.15 陳述の言遣^{775.7}</p> <p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述句・陳述部・複語尾の「非経験性の陳述」「非現実性の陳述」</p>
C	<p>c₁ 370.5 372.5</p> <p>c₂ 289.10 290.9 291.7(a b)331.5 331.14 652.1 656.13 658.2 658.14 704.8 713.10 713.12 713.14 716.3 716.13</p> <p>c₃ 370.5 370.10 372.1 372.9 372.13 774.15 775.2 775.14 777.6 777.9 788.8 789.10</p> <p>c₄ 472.3 474.10 478.2 484.15 485.14 487.10 503.14 692.2</p> <p>c₅ 679.13 679.15 680.1 681.1 681.2 686.11 790.8</p>
	<p>この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾格・陳述語</p> <p>この「陳述」の同義語……陳述の力^{88.10 88.13 88.16 89.1 90.12(a b)} 90.13 143.13 144.10 144.11</p> <p>144.13 144.14 144.15 149.9 149.11 149.13 150.1 150.7 184.2(a b) 187.4 189.5 189.6 189.8 191.4 191.5 200.15 200.16 201.2 201.3 271.9 283.14 309.15 310.9 372.2 440.5 476.2 476.12 483.4 484.6 656.12 662.12 677.12 678.4 678.5 679.6 679.7 680.5 681.10 689.12 689.14 689.15 692.3 698.12 699.5 699.6 699.14 704.13 705.7 711.4 712.3 715.2 715.3 722.13 723.13 724.1 724.8 731.10 774.14 1028.12 陳述の形式的能力^{71.6} 陳述の作用^{93.8 93.10 148.12} 陳 述の作用^{93.8 93.10 148.12} 陳述の勢力^{146.12 476.5} 陳述の能力^{71.6} ^{149.1 291.10} ^{476.14} ^{71.8}</p> <p>71.12 378.13 385.14 385.15 判定の作用^{32.6(a b)} 統一作用^{94.9 94.12} 677.11 681.9 681.14 683.1 ^{32.11} ^{94.13 95.3}</p> <p>95.15 95.16 144.2 149.2 決定要素^{649.11 651.15} 149.5 149.6 150.11 ^{651.16}</p> <p>C o p u l a 91.8 649.11 677.12 677.13(a b) 陳述の義^{270.3} 678.1 678.5 679.4 682.12 ^{270.11}</p> <p>「語論」「述体句」において同義語となるもの……統覚作用^{95.5(a b)} 95.7 95.11</p> <p>171.8 統覚^{1007.8} 意識の統一^{935.14} ^{963.14}</p>

⑥『日本文法学要論』の場合

A	a ₁	100.14 114.4(a b)116.1 111.15 119.2 230.11 236.15 237.6 291.11
	a' ₁	56.3 58.15 65.3 65.6 109.15 119.14 119.15 221.15 222.1 227.5 227.7
	a ₂	27.11
	a ₃	93.1 93.3 231.1 245.8
	a ₄	177.13 177.14 177.15
	a ₅	50.4 236.15(a b)
	a ₆	42.15 43.2 56.3 73.9 82.4 177.4 205.3 206.8 206.14 207.8 230.5
		この「陳述」を使った語句……陳述の態度 ^{177.1 177.2 177.3 177.4 177.5} ^{177.6 177.9(a b) 178.3 180.5} ^{180.6 180.9 180.15 182.9}
		陳述性質 ^{73.11} 陳述の要素 ^{73.4} 陳述者 ^{177.13} 陳述の本体 ^{56.4} ^{73.15}
		陳述の話題 ^{177.13} 陳述の主体 ^{230.5}
		この「陳述」に基づく分類項目……複語尾の「陳述」の確かめ、しかた
		この「陳述」の同義語……叙述 ^{291.10}
B	b ₁	93.6 93.8 97.8 178.5 178.6 206.14
	b ₂	65.2 229.13 229.14
	b ₄	74.2 91.12 93.9 93.12 93.14 94.1 96.2 96.5 98.5 98.13 98.16 99.3 99.6 120.1 120.5 293.3
	b ₅	225.7 225.9 229.3 229.11(a b)229.13 229.14 230.9(a b)
		この「陳述」に基づく分類項目……陳述句・陳述部
C	c ₃	227.11
	c ₄	85.10 97.11 100.2 101.2 120.10
	c ₅	113.12 113.14 114.1 114.12 284.1

この「陳述」に基づく分類項目……陳述の修飾格

この「陳述」の同義語……陳述の力^{27.6 28.6 30.9 30.10 31.12(a b)}
30.13 31.7 31.8 32.13(a b)

34.8 38.13 38.14 38.15 64.3 83.1 83.2 111.9 111.10 112.1 112.2
113.4 113.5 113.6 114.4 114.7 115.9 118.2 118.3 120.11 225.6

陳述の作用^{32.2} 陳述の能力^{115.9(a b)} 述格的の力^{122.1} C o p u l a
^{35.8} ^{115.13}

111.9 111.10 111.11 111.14 112.2 判定の作用^{20.9 20.10}
113.2 114.8 116.10 116.11 ^{20.14}